

中期経営計画

(令和 7 (2025) 年度～令和 9 (2027) 年度)

公益財団法人埼玉県国際交流協会

I 経営方針

当協会は昭和 62 年 6 月 1 日に埼玉県の国際化に寄与することを目的に設立され、平成 25 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行し、現在に至っている。この間、世界と結びついた埼玉県を目指し、多文化共生と外国人住民への支援の推進、国際的に活躍できる人材の育成、国際交流・協力の促進等に関する事業を実施してきた。

埼玉県の在留外国人数は、令和 6 年 6 月末に過去最高の 24 万 9,327 人を記録し、県民の約 29 人に 1 人が外国人という状況になっている。言語や文化の違いから生活の様々な面で課題を抱える外国人住民への支援がこれまで以上に求められるとともに、県民の国際理解を広げ、異なる文化的背景を持つ住民の共生の推進を図る必要がある。

また、海外留学を志す若者たちへの支援を継続することによって、グローバル化が加速する社会において、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化体験を有し、世界的な視野を持って国際的に活躍できる人材を育成していくことも必要である。

さらに、世界とつながり結びついた埼玉県を目指し、様々な主体との協働による国際交流及び国際協力を引き続き活性化していく必要がある。

一方で、当協会の収益事業である写真撮影事業については、パスポート申請用写真の需要がコロナ禍前に戻りつつあるものの、令和 5 年 3 月からパスポートの電子申請が開始され、さらに令和 7 年 3 月から電子申請利便性向上の取組が行われることから、大きな影響を受けることが見込まれる。

以上を踏まえて、利用者・参加者の利便性向上や、事業の効果的な運営による経営の効率化・省力化を進める必要がある。そのためにはDXをさらに推進し、持続可能な協会運営を実現しなければならない。

当協会は、こうした社会情勢や経営環境の変化に的確に対応し、SDGs の基本理念に沿って、活力ある多文化共生社会の実現、国内外で活躍する人材の育成及び県民の国際交流・国際協力活動により、埼玉県の国際化の推進に貢献するため、令和 7 年度(2025 年度)から 9 年度(2027 年度)までの 3 か年間、次の方針に基づいた経営を行う。

- 1 県内外国人住民への総合的な支援
- 2 国際的に活躍できる人材の育成
- 3 国際交流・国際協力活動の促進
- 4 持続可能な協会運営の実現
- 5 D X の推進

Ⅱ 経営目標・指標

1 外国人総合相談センター埼玉の相談実施件数

令和7（2025）年度	5, 400件
令和8（2026）年度	5, 500件
令和9（2027）年度	5, 600件

相談対象を整理するとともに、過去3年間の実績を勘案し毎年度100件増加を目標に設定。専門機関との連携による相談体制の充実や広報等により目標達成を目指す。

2 世界へのトビラ（外国人講師などの学校等への派遣）実施件数

令和7（2025）年度	40件
令和8（2026）年度	50件
令和9（2027）年度	60件

過去3年間の実績を踏まえ、毎年度10件増加を目標に設定。新たな派遣先の開拓や広報等により目標達成を目指す。

3 ホームステイ及びホームビジット参加家庭数

令和7（2025）年度	100家庭
令和8（2026）年度	105家庭
令和9（2027）年度	110家庭

過去3年間の実績を踏まえ、毎年度5家庭増加を目標に設定。日帰りのホームビジットも実施し、より多くの家庭の参加を促進すること等により目標達成を目指す。

4 パスポート等証明写真撮影スタジオ利用率

令和7（2025）年度	40%
令和8（2026）年度	45%
令和9（2027）年度	50%

過去3年間の実績を踏まえ、毎年度5%増加を目標に設定。キャッシュレス決済等の利便性向上の取組による目標達成を目指す。

5 コピー使用量の削減率（対前年度比）

令和 7（2025）年度	10%
令和 8（2026）年度	10%
令和 9（2027）年度	10%

財務帳票や申請書類のペーパーレス化や新たな文書管理ツールの導入などにより、対前年度比 10%削減を目標に設定。

Ⅲ 実施方策

1 県内外国人住民への総合的な支援

- (1) 生活上の様々な相談や出入国在留管理制度、法律や労働などの専門家による専門相談に多言語で対応する外国人総合相談センター埼玉を運営し、外国人住民が日常生活を安心して円滑に送ることができる環境を整備する。また、外国人住民が必要とする生活情報などを多言語で発信する。
- (2) 地域日本語教室や関係機関との連携により、日本語学習を希望する外国人が居住地や環境を問わず、日本語学習の機会を得られるよう日本語学習環境の整備に取り組む。
- (3) 通訳・翻訳ボランティアとの連携により、公的機関での手続等の場面で日本語が不自由な外国人住民に困難が生じないように支援を行う。また、大規模災害発生時に「災害時多言語情報センター」を円滑に設置・運営し、市町村やボランティア等との連携・協力により外国人住民に適切な情報提供を行う。

2 国際的に活躍できる人材の育成

- (1) 埼玉グローバル人材活躍基金を活用した奨学金支給により日本人学生の海外留学を支援するとともに、留学後は奨学生同士のネットワークづくりを支援する。
- (2) 県内大学等が行う外国人留学生就職支援をサポートするほか、県内登録家庭へのホームステイやホームビジットを実施して留学生に地域住民との交流の機会を提供する。
- (3) 外国人講師などの学校等への派遣や外国人留学生と児童生徒など若年層との交流を通して、国際交流、国際理解教育を促進する取組を行う。

3 国際交流・国際協力活動の促進

- (1) 県内登録家庭でのホームステイなどを実施し、県民参加による国際交流を促進する。
- (2) 彩の国さいたま国際協力基金の活用による NGO 等の活動の効果的な支援や NGO 等の活動発表の機会の提供により、国際交流・協力活動を促進する。

4 持続可能な協会運営の実現

- (1) パスポート電子申請の普及の動向など写真撮影事業を取り巻く様々な状況を勘案しながら収益事業を適切に実施する。
- (2) 適切な受益者負担の設定や委託金・助成金等、公益目的事業を実施するに必要な財源の確保や、事業コストの縮減に取り組み、財務基盤の安定化に努める。
- (3) 職員の多能化を進め効率的な業務の割り当て等による柔軟な組織体制の構築により、働きやすい職場環境を整備する。

5 DX の推進

- (1) 各種事業の手続きのオンライン化や写真撮影事業におけるキャッシュレス決済など、デジタル技術の活用により利用者の利便性向上を図る。
- (2) 内部事務のデジタル化に向けた検討等を行い、ペーパーレス化による業務効率化を図る。
- (3) 日常業務において生成 AI を活用し資料作成や翻訳作業を行うなど、業務の DX 化に取り組む。